

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 午後4時00分～午後5時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 14人

会長	14番	浜西	岩三郎
委員	1番	宮崎	敏郎
	2番	井上	依孝
	3番	福田	榮次郎
	4番	大林	茂樹
	5番	松本	安幸
	6番	大川	利光
	7番	清水	重文
	8番	木下	幸保
	9番	小野瀬	マサエ
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	12番	中村	高律
	13番	小田	輝彦

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 11人

第1区	島本	千代治
第2区	佐竹	元
第5区	山本	睦夫
第6区	松澤	周作
第7区	兵頭	英樹
第8区	井上	利彦
第9区	中村	修二
第10区	中里	和也
第10区	田中	浩二
第11区	梶原	利幸
第13区	堀内	保

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第14号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第7 議案第15号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第8 議案第16号 伊方町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之
大 瀧 由 華

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、11月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長 (浜西会長・あいさつ)
- 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長にお願いします。
- 議長 ただ今から、11月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- 議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
それでは、13番 小田委員さん、1番 宮崎委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長 次に、日程第3、報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 1ページの報告第16号をご覧ください。
(報告書朗読)
遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。
以上で説明を終わります。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。
(質問・意見なし)
- 議長 質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長 次に、日程第4、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より提案説明をお願いします。
- 事務局 議案第12号は、10月5日に贈与で受付をしましたが、譲渡人が亡くなられまし

た。よって、この議案は無効となるため、議案書から削除させていただきます。

議長

次に、日程第5、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

4ページは議案第13号の議案書、5ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、体調不良により農業に従事することが困難な状況であるため、双方の合意により売買するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機8台、動力噴霧機5台、モノラック15基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号、4号については該当いたしません。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第10区の田中推進委員さんからお願いします。

第10区

田中推進委員

現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

次に、11番の松本委員さんからお願いします。

11番

松本委員

田中推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思いま。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第6、議案第14号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程します。

ここで、議案第14号につきましては、「農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、

4番 大林委員さんは該当しますので退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局

6ページから7ページの議案第14号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和2年10月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が12件で30筆、面積は、24,037㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

（議案書朗読）

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号55番から67番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。受付番号65番は、受付後に貸し手が死亡したため、農用地利用集積計画（案）から削除しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

4番 大林委員は、自席にお戻りください。

議長

次に、日程第7、議案第15号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

8ページの議案第15号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和2年10月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。所有権移転の計画が1件で1筆、面積は、899㎡で、農業経営基盤強化促進法第15条第1項により、認定農業者が規模拡大を行うものです。

それでは、議案を読み上げます。

（議案書朗読）

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑には入りません。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案15号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第8、議案第16号「伊方町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 9ページは議案第16号の議案書、10ページから13ページは農地等の利用の最適化の推進に関する指針です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

農業委員会等に関する法律第7条第1項で指針を定めるように努めなければならないとなっていることから、平成29年7月5日に指針を制定しました。なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなっています。

10ページをお開きください。第2 具体的な目標と推進方法 1. 遊休農地の発生防止・解消についての(1) 遊休農地の解消目標は、次のとおりです。(現状、目標を読み上げる。) 目標値を0としているのは、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としているため、これに合わせています。

11ページをお開きください。2. 担い手への農地利用の集積・集約化についての(1) 担い手への農地利用集積目標は、次のとおりです。(現状、目標と注2を読み上げる。)

12ページをお開きください。3. 新規参入の促進についての(1) 新規参入の促進目標は、次のとおりです。(現状、目標を読み上げる。) 目標数値は、町の担当部局と調整を行っています。

各推進方法についての変更はありません。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり改正することとします。

議長 以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後5時00分)